

電気事業法施行令に係る事前評価書

1. 政策の名称

我が国の現下の電力市場を巡る状況に鑑み、電気の小売業への参入の全面自由化及びこれに伴う各種制度の整備等の措置を講ずる政策。

2. 担当部局

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

電話番号：03-3501-1746 e-mail：denzi-pub-comme@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成 27 年 12 月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

従来から緊急事態における電力の安定供給を確保する等の観点から、電気事業に対しては一定の義務が課されてきた。今般、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）が施行され、電気事業者の類型が変更される。これに伴い、関係法令の対象となる電気事業者の範囲の再整理が必要となっている。

(2) 規制の内容

①大規模地震対策特別措置法施行令

地震防災応急計画を作成すべき事業の範囲を以下のとおり再整理する。

(改正前) 旧電気事業法に基づく一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業、特定規模電気事業

(改正後) 新電気事業法に基づく小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業

②南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

南海トラフ地震防災対策計画を作成すべき事業の範囲を以下のとおり再整理する。

(改正前) 旧電気事業法に基づく一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業、特定規模電気事業

(改正後) 新電気事業法に基づく小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業

③武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため生活関連施設の範囲を以下のとおり整理する。

(改正前) 旧電気事業法に基づく電気事業者又は卸供給事業者がその事業の用に供する発電所又は変電所であって要件に該当するもの

(改正後) 新電気事業法に基づく電気事業者がその事業の用に供する発電所又は変電所であって要件に該当するもの

④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成すべき事業の範囲を以下のとおり再整理する。

(改正前) 旧電気事業法に基づく一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業、特定規模電気事業

(改正後) 新電気事業法に基づく小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業、発電事業

(3) 規制の必要性

従来から緊急事態における電力の安定供給を確保する観点から、電気事業に対しては一定の義務が課されてきた。今般、電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）が施行され、電気事業者の類型が変更される。これに伴い、電力安定供給確保のため、関係法令の対象となる電気事業又は電気事業者の範囲の再整理が必要となっている。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

①大規模地震対策特別措置法施行令

○大規模地震対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百八十五号）（抄）

（地震防災応急計画を作成すべき施設又は事業）

第四条 法第七条第一項の規定に基づき地震防災応急計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるものとする。

一～二十 （略）

二十一 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業

二十二・二十三 （略）

○大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）（抄）

（地震防災応急計画）

第七条 強化地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第一項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、地震防災応急計画を作成しなければならない。

一～四 （略）

2～8 (略)

②南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十五年政令第三百二十四号）（抄）

（対策計画を作成すべき施設又は事業）

第三条 法第七条第一項の規定に基づき対策計画を作成しなければならない施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガスその他次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

一～二十一 (略)

二十二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業

二十三・二十四 (略)

○南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）（抄）

（対策計画）

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（第五条第一項に規定する者を除き、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

一～四 (略)

2～8 (略)

③武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）

（生活関連等施設）

第二十七条 法第二条第一項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

一 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号の電気事業者又は同項第十二号の卸供給事業者がその事業の用に供する発電所（最大出力五万キロワット以上のものに限る。）又は変電所（使用電圧十万ボルト以上のものに限る。）

二～十 (略)

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（抄）

(生活関連等施設の安全確保)

第百二条 都道府県知事は、武力攻撃事態等において、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次の各号のいずれかに該当する施設で政令で定めるもの（以下この条において「生活関連等施設」という。）のうち当該都道府県の区域内に所在するものの安全の確保が特に必要であると認めるときは、関係機関の意見を聴いて、当該生活関連等施設の管理者に対し、当該生活関連等施設の安全の確保のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

一 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

二 その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

2～8 (略)

④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百八十二号）（抄）

(対策計画を作成すべき施設又は事業)

第三条 法第七条第一項の政令で定める施設又は事業は、次に掲げるもの（第三号から第八号までに掲げる施設にあつては、石油類、火薬類、高圧ガス又は次条に規定するものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行うものに限る。）とする。

一～二十一 (略)

二十二 電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する電気事業

二十三・二十四 (略)

○日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）（抄）

(対策計画)

第七条 推進地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第一項に規定する者を除き、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として基本計画で定める者に限る。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、対策計画を作成しなければならない。

一～四 (略)

2～8 (略)

5. 想定される代替案

関係法令の対象となる電気事業又は電気事業者の範囲の再整理に関して、改正案と代替案の費用便益分析による政策評価を検討する。具体的には、下記の4点を2グループに分けて検討を行う。

- ①大規模地震対策特別措置法施行令
- ②南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令
- ③武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
- ④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

上記論点のうち、①・②・④の代替案としては、各種計画の策定対象となる事業を限定することが考えられる。

③の代替案としては、生活関連等施設の対象となる施設を限定することが考えられる。

6. 規制の費用

①大規模地震対策特別措置法施行令

②南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

	改正案：新電気事業法においても、「電気事業」を対象とする。	代替案：各種計画の策定対象となる事業を限定する。
小売電気事業者	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。
一般送配電事業者	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。
送電事業者	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。
特定送配電事業者	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。
発電事業者	・ 改正前は電気事業ではなかった事業を営む者であって、改正後は発電事業に該当する事業を営む事業者は、新たに計画策定等の義務が生じる。	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。
国民	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 緊急事態が発生した際、事前に計画を策定していない電気事業者が存在した場合、電力の安定的な供給に支障が生じ、国民の生活に甚大な二次被害を及ぼす等の可能性がある。
行政機関	・ 届け出られる計画が増加することで手続に係る事務が増加する。	・ 緊急事態下における、電気事業者の行動を事前に把握することができなくなる。

③武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

	改正案：生活等関連施設に該当する施設を以下に該当するものとする。 新電気事業法に基づく電気事業者がその事業の用に供する発電所又は変電所であって要	代替案：生活関連等施設の対象となる施設を限定する。
--	---	---------------------------

	件に該当するもの	
小売電気事業者	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。
一般送配電事業者	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。
送電事業者	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。
特定送配電事業者	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。
発電事業者	・ 改正前は電気事業者又は卸供給事業者ではなく、かつ、改正後は発電事業者該当する事業者であって、その事業の用に供する発電所又は変電所が生活関連等施設としての要件を満たす場合、生活関連等施設に係る義務を受けることとなる。	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。
国民	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 武力攻撃事態等において、都道府県知事等が生活関連等施設の管理者に対して行う当該施設の安全の確保に係る要請の対象が限定されてしまうことにより、電力の安定供給に支障が生じ、国民の生活に甚大な被害を及ぼす可能性がある。
行政機関	・ 特段の追加の負担はないものと考えられる。	・ 武力攻撃事態等において、安全の確保に係る要請を行うことができる対象が限定される。

7. 規制の便益

①大規模地震対策特別措置法施行令

②南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

④日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令

	改正案：新電気事業法においても、「電気事業」を対象とする。	代替案：各種計画の策定対象となる事業を限定する。
小売電気事業者	・ 特段の追加の便益はないものと考えられる。	・ 小売電気事業者が計画策定の範囲外となった場合、計画策定の義務がなくなる。
一般送配電事業者	・ 特段の追加の便益はないものと考えられる。	・ 一般送配電事業者が計画策定の範囲外となった場合、計画策定の義務がなくなる。
送電事業者	・ 特段の追加の便益はないものと考えられる。	・ 送電事業者が計画策定の範囲外となった場合、計画策定の義務がなくなる。
特定送配電事業者	・ 特段の追加の便益はないものと考えられる。	・ 特定送配電事業者が計画策定の範囲外となった場合、計画策定の義務がなくなる。
発電事業者	・ 特段の追加の便益はないものと考えられる。	・ 発電事業者が計画策定の範囲外となった場合、計画策定の義務がなくなる。
国民	・ 緊急事態下において、電気事業者が計画に沿って適切な対応を行うことが可能となるため、緊急事態下において、電気の安定供給に支障が生じることにより起因する被害等を受けられる可能性が減少する。	・ 特段の追加で発生する便益はないものと考えられる。
行政機関	・ 行政機関のみならず民間事業者である電気事業者が計画に沿って自発的な防災対応を行うことで地域ぐるみの防災対応となり、迅速かつ的確な地震防災応急対策が実現する。 ・ 緊急事態下における、電気事業者の行動を事前に把握す	・ 届け出られる計画が減少することで手続に係る事務が軽減される。

	ることができる。	
--	----------	--

③武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令

	<p>改正案：生活関連等施設に該当する施設を以下に該当するものとする。</p> <p>新電気事業法に基づく電気事業者がその事業の用に供する発電所又は変電所であって要件に該当するもの</p>	<p>代替案：生活関連等施設の対象となる施設を限定する。</p>
小売電気事業者	<p>・ 特段の追加で発生する便益はないものと考えられる。</p>	<p>・ 小売電気事業者のその事業の用に供する発電所又は変電所が生活関連等施設の対象ではなくなった場合、武力攻撃事態等において都道府県知事等から当該施設の安全の確保に係る要請を受けることがなくなる。</p>
一般送配電事業者	<p>・ 特段の追加で発生する便益はないものと考えられる。</p>	<p>・ 一般送配電事業者のその事業の用に供する発電所又は変電所が生活関連等施設の対象ではなくなった場合、武力攻撃事態等において都道府県知事等から当該施設の安全の確保に係る要請を受けることがなくなる。</p>
送電事業者	<p>・ 特段の追加で発生する便益はないものと考えられる。</p>	<p>・ 送電事業者のその事業の用に供する発電所又は変電所が生活関連等施設の対象ではなくなった場合、武力攻撃事態等において都道府県知事等から当該施設の安全の確保に係る要請を受けることがなくなる。</p>
特定送配電事業者	<p>・ 特段の追加で発生する便益はないものと考えられる。</p>	<p>・ 特定送配電事業者のその事業の用に供する発電所又は変電所が生活関連等施設の対象ではなくなった場合、武力攻撃事態等が起こった際に都道府県知事から当該施設の安全の確保に係る要請を受ける必要がなくなる。</p>

発電事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態において、生活関連施設の警備の強化や部外者の立入制限等の措置を受けられる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発電事業者のその事業の用に供する発電所又は変電所が生活関連等施設の対象ではなくなった場合、武力攻撃事態等において都道府県知事等から当該施設の安全の確保に係る要請を受けることがなくなる。
国民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態等において、都道府県知事等が施設の安全の確保に係る要請を行うことが可能となるため、電気の安定供給に支障が生じることに起因する被害を受ける可能性が減少する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段の追加で発生する便益はないものと考えられる。
行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 武力攻撃事態等において、電力の安定的な供給に支障が生じる事態を防止できる可能性が向上する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特段の追加で発生する便益はないものと考えられる。

8. 政策評価の結果

規制の内容①～④の改正案と代替案について、費用便益分析を行ったところ、新たに負担を課される者が存在するため、事業者や行政機関に係る費用負担については改正案の方が一部負担が大きい部分も存在するが、国民にとって、緊急事態下における電力の安定供給が確実に実施されることは非常に大きな便益であり、また、緊急事態下において、電力の安定供給が実施されなかった場合には、国家全体に甚大な被害をもたらす可能性があること等に鑑みれば、今回の改正で事業者に課される規制については必要最低限の負担であることから、改正案の方が代替案よりも適切であると考えられる。

9. 有識者の見解その他の関連事項

特に無し。

10. レビューを行う時期又は条件

今後、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）の施行前、加えて同法の施行後 5 年以内において、改正に係る規定等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

以上